

敷金等及び住宅更新料の特例的取扱いについて

○ 敷金等の特例的取扱いについて

敷金等の取戻額は、住宅扶助基準の限度額に3を乗じて得た額であるが、これにより難い特別の事情がある場合には、厚生労働大臣に情報提供することとなっている（局第7-10-（4））。

これまでに特例措置を認めた自治体は以下の通り。

【特例措置設定状況（平成4年度～）】

4. 0倍 群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、石川県、愛知県、岡山県  
仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、静岡市、浜松市、広島市、  
川崎市、船橋市、柏市、横須賀市、相模原市、金沢市、豊田市、豊橋市、岡崎市、岡山市、  
倉敷市、松山市
5. 0倍 名古屋市、福岡市
6. 0倍 滋賀県、京都府、兵庫県、神戸市、姫路市、西宮市
7. 0倍 大阪府、奈良県、和歌山県、京都市、大阪市、堺市、高槻市、瓦町市、奈良市、  
和歌山市